

監 第 19 号
令和2年4月1日

茨城県建設産業団体連合会長 殿

茨城県土木部長

令和2年4月改正の経営事項審査に係る再審査の実施について

標記について、別添のとおり実施することといたしましたので、御了知いただきますとともに、貴下会員に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお、別添の文書については、監理課建設業担当ホームページにおいても掲載しております。

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

「経営事項審査の再審査について」

令和2年4月1日より、経営事項審査(以下「経審」という。)の審査項目の一部改正が行われます。

これに伴い、令和2年3月31日までに現行の基準(以下「旧基準」という。)で経審を受審し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「結果通知」という。)を受けた方のうち、条件を満たす場合、今回改正される新基準での再審査の申し立てが可能です。

再審査の申し立ては義務ではありませんので、再審査の申し立てを行わない場合は、旧基準による結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。

また、再審査は改正項目に関する部分のみ行いますので、結果通知の内容に変動が無い場合や、受審済みの経審結果を修正しようとする目的(誤り部分の修正や改正に関係のない部分の変更等)での再審査は受け付けません。

◎改正事項

1 改正の背景・目的

現在、技術力(Z)の中の技術職員数(Z1)として、登録基幹技能者には3点、技能士1級には2点が付与されているが、建設キャリアアップシステム(CCUS)が平成31年4月より本運用を開始し、今後建設技能者がレベル1～4の4段階にレベル判定されることとなることから本レベル判定を活用して、優れた技能を有する建設技能者を雇用する事業者を評価

2 改正の概要

CCUSにおいて以下のレベルを取得したものを技術職員数(Z1)の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- (1) 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- (2) 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際は次のコードを記載すること。

レベル3技能者 = 703 レベル4技能者 = 704

【根拠:建設業法施行規則第20条第2項】

法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

なお、再審査等の取り扱いについては、下記のとおりですので再審査を受けられる方は十分ご確認の上申請してください。

記

1 再審査の申立てが可能な方(以下のいずれにも該当する)

- (1) 令和2年3月 31 日までに、経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っていること。
- (2) 今回の改正により、経営規模等評価の結果(Z1点)が変動すること。

2 再審査の申立て方法等

(1) 申立て方法

郵送(書留郵便に限る)

- ※ 申請書類が折り曲がらないよう、封筒は角2版以上のものをご利用ください。
- ※ 宛先((4)に記載)のほか封筒の余白に朱書きで「経審再審査」と記入してください

(2) 受付期間

令和2年4月1日から令和2年7月 29 日(120 日間)

- ※ 令和2年7月 29 日消印まで有効

(3) 手数料

無料

- ※ ただし、申請書類の郵送料については申請者負担となります

(4) 提出先

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番6
茨城県庁 土木部監理課 建設業担当

3 再審査に必要な書類

(1) 必須書類

- ア 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001 帳票)・・・1部
- イ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002 帳票)・・・1部
- ウ その他の審査項目(社会性等)(20004 帳票)・・・1部
- エ 技術職員名簿(20005 帳票)・・・2部(1部は申請書に綴り、1部は控え用として別葉とする)
- オ 経営状況分析結果通知書(写し)・・・1部

※ 改正事項以外については、旧基準による経審申請書の内容を変更することはできません。

※ 標題の「経営規模等評価申請書」「総合評定値通知書」部分は、二重線で消してください。

※ 表紙(20001 帳票)の項番 05「申請等の区分」欄は「4」と記入してください。

※ イ、ウ及びオについては、前回(旧基準時の今期分)の写しで結構です。

(2) 該当する場合に必要な書類

- ア レベル4・3技能者にかかる「能力評価(レベル判定)結果通知書・・・1部

※ 通知書は4月上旬からキャリアアップシステム上から出力可能となる予定です。申請を急がれる場合は、能力評価実施機関で対応が可能とのことなので、能力評価実施機関へお問合せください。

- イ 返信用封筒・・・1部

※ 技術職員名簿(控え)の返信用。申請書の控えが必要な場合も対応しますが、送付物の重さやサイズ等に応じた切手を不足のないように貼り付けし、必ず宛先を明記したものをご用意ください。なお、結果通知は別に郵送します。

ウ 委任状・・・1部

※ 代理申請の場合は必ず委任状を添付してください。ただし、結果通知書の送付先は通常の間審同様、許可業者本人あてとなりますのでご注意ください。

4 その他の注意事項

茨城県が行う再審査については、茨城県知事許可業者を対象としております。県内に本店を置く大臣許可業者の方は関東地方整備局に確認してください。

監理課建設業担当

個別に注記されている部分以外は
前回(旧基準)の審査と同じ内容で
記載すること。

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
~~総合評定値請求書~~

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

抹消部分が通常審査時と異なるので注意。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
茨城県知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	—
申請時の許可番号	02	大臣コード 国土交通大臣許可(般特)第 号	許可年月日 令和 年 月 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣コード 国土交通大臣許可(般特)第 号	許可年月日 令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日	旧結果通知に記載された審査基準日を記載すること。
申請等の区分	05	4	再審査の申立及び総合評定値請求をする場合は「4」を記入すること。
処理の区分	06	00	
法人又は個人の別	07	(1.法人) 2.個人	資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号
商号又は名称のフリガナ	08	イバラキケンセツ	
商号又は名称	09	茨城建設(株)	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	イバラキ タロウ	
代表者又は個人の氏名	11	茨城 太郎	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	08201	項番08~15は、変更があった場合は、変更後を記入。
主たる営業所の所在地	13	笠原町	
郵便番号	14	310-8555	電話番号 029-301-4334
許可を受けている建設業	15	221212	1.一般 2.特定
経営規模等評価対象建設業	16	9999	前回(旧基準)と同じ内容で記載(変更不可(廃業を除く))。

個別に注記されている部分以外は
前回(旧基準)の審査と同じ内容で
記載すること。

自 (千円) ¹⁰ ¹³ (1. 基準決算)
2. 2期平均

基準決算	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)

利益額 (2期平均) (千円) ³ ⁵ ¹⁰ 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)	営業利益	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)
減価償却 実施額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)	減価償却 実施額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)

技術職員数 (人) ³ ⁵

登録経営状況
分析機関番号 ³ ⁵

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

旧結果通知書の「行政庁記入欄」
に記載された番号を記入する。

旧結果通知書の年月日を記入する。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知 番号	審査結果の通知の 年月日
第 261000 号	平成 30年 2月 14日
再審査を 求める事項	再審査を 求める理由
令和2年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため。

例示のとおり記載すること。

連絡先

所属等
ファックス番号

氏名

電話番号

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月	自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月	(1. 2年平均) (2. 3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月	

業
コ
3 2 3
工事の種

今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、
前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出
してください。

45
7

3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 3	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	その他	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
その他 工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 4	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
合計					

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

別 紙 2

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	絶縁体
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

